

令和4年度 第7回農業委員会総会 (4. 10. 20)
開 会 午後2時30分 小平市役所 3階 庁議室

議 長 ～ ただいまから、令和4年度・第7回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 10番 梅室委員、11番 荒井委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
10月14日の午前に6番小林委員と8番吉沢委員で調査を行いました。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

(1番の説明) 6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 10月14日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、栗等が
作付けされており、特段問題ありません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件に従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長 ～ 2 番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 2番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。

10月14日の午前に6番小林委員と8番吉沢委員で調査を行いました。

2番

現地案内図は1ページ、2番です。

(2番の説明) 6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 10月14日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、栗が作付けされていました。一部管理不十分な箇所が見受けられましたが、適切な指導をいたしました。問題ありません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～ 3 番 申 請 者
4 番 申 請 者
5 番 申 請 者
6 番 申 請 者
7 番 申 請 者
8 番 申 請 者

以上6件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 3番から8番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

10月14日の午前に6番小林委員と8番吉沢委員、午後に3番深谷委員と5番井上委員で調査を行いました。

3 番

現地案内図は、2 ページ、3 番です。

3 番深谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番深谷委員～ 1 0 月 1 4 日、5 番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ラッカセイ、サトイモ、ネギ等が作付けされており、管理上の問題はありません。

事 務 局 ～ 4 番

現地案内図は、3 ページから 5 ページ、4 番です。

3 番深谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番深谷委員～ 1 0 月 1 4 日、5 番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、カキ、ゴボウ、カブ、ネギ、ダイコン、サトイモ等が作付けされており、作付けなれていない箇所も綺麗に耕運されていて問題ありません。

事 務 局 ～ 5 番

現地案内図は、6 ページ、5 番です。

6 番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番小林委員～ 1 0 月 1 4 日、8 番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ニンジン、ブロッコリー、サトイモ等が作付けされており、管理上の問題はありません。

事 務 局 ～ 6 番

現地案内図は、7 ページ、6 番です。

6 番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6 番小林委員～ 1 0 月 1 4 日、8 番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ネギ、ダイコン、ニンジン等が作付けされており、管理上の問題はありません。

事 務 局 ～ 7 番

現地案内図は、8 ページ、7 番です。

3 番深谷委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番深谷委員～ 1 0 月 1 4 日、5 番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ネギ、サツマイモ、ハウレンソウ等が作付けされており、管理上の問題はありません。

事務局～ 8番

現地案内図は、9ページ、8番です。

6番小林委員から調査結果の報告をお願いいたします。

6番小林委員～ 10月14日、8番吉沢委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ブドウ、ナシ、栗が作付けされており、管理上の問題はありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上6件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第4号議案 特定農地貸付けの承認申請の件

議長～ 9番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 9番につきましては、特定農地貸付に伴う貸付規程の承認申請によるものでございます。

10月14日の午後に3番深谷委員と5番井上委員で調査を行いました。

9番

現地案内図は、10ページ、9番です。

所有者の農業従事についての記録の報告は、事務局担当から、また、調査の報告を3番深谷委員からお願いいたします。

事務局担当～ (申請内容の詳細説明)

3番深谷委員～ 10月14日、5番井上委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サツマイモ、ネギ等が作付けされており、作付けされていない箇所は耕運されていました。現状畑の管理に問題はありませんが、市民農園開設後も定期的に状況確認を行うのが適切かと思われます。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長 ～ 特にないようですので、以上1件につきまして、貸付規程の承認といたします。

議長 ～ 以上が今月の議案でございます。
次に、9月12日から10月7日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長 ～ 10番 申請者
11番 申請者

以上2件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局 ～ 10番と11番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

10番
11番

現地案内図は、11ページ、10番11番です。
現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上2件につきまして、議案書報告のとおり会長専決を行い、9月26日をもって受理通知書の交付を行いましたので報告いたします。

議長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員 ～ な し

議長 ～ ないようですので、専決処理に伴う3条の3第1項の届出の報告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議長 ～ 12番 申請者
13番 申請者
14番 申請者

以上3件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 12番 上水南町一丁目421-11 60㎡

現地案内図は、12ページ、12番です。

転用目的は駐車場です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は駐車場と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

13番

現地案内図は、13ページ、13番です。

転用目的は共同住宅です。所有者への意思確認は事務局で行い、現地調査につきまして、14番竹川委員へお願いいたしましたところ、現況は宅地と報告いただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

14番

現地案内図は、14ページ、14番です。

転用目的は専用住宅です。所有者への意思確認は事務局で行い、現地調査につきまして、5番井上委員へお願いいたしましたところ、現況は畑と報告いただきました。

以上3件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を10月5日及び10月13日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ ないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

15番 譲受人

譲渡人

16番 譲受人

譲渡人

17番 譲受人

譲渡人

18番 譲受人

譲渡人

19番 譲受人
譲渡人
20番 譲受人
譲渡人

以上6件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 15番と16番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

15番
16番

現地案内図は15ページ、15番16番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

17番

現地案内図は16ページ、17番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

18番から20番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

18番
19番
20番

現地案内図は17ページ、18番19番20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を9月26日及び10月5日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 以上報告がありましたが、調査担当委員から何か付け加えることはございませんか。

担当委員～ な し

議 長 ～ それでは、他にご意見等はございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う 5 条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて 5 件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

2 1 番 現地案内図は、1 8 ページ、2 1 番です。

2 2 番 現地案内図は、1 9 ページ、2 2 番です。

2 3 番 現地案内図は、2 0 ページ、2 3 番です。

2 4 番 現地案内図は、1 1 ページ、2 4 番です。

2 5 番 現地案内図は、1 1 ページ、2 5 番です。

各物件における所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。
以上でございます。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。